

日本海溝・千島海溝沿いの 巨大地震・津波対策の推進

現状と課題

令和4年9月30日に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「地震防災対策推進地域」に室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町が指定され、「津波避難対策特別強化地域」には、壮瞥町を除く3市2町が指定されました。

推進地域の指定に伴い、推進計画策定が努力義務とされましたが、一方で、津波対策としてハード整備等の事業を実施する際には、推進計画並びに津波避難対策緊急事業計画の策定により、津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の割合の特例が措置されています。（国庫負担割合を1/2から2/3に嵩上げ等）。

地震・津波から生命・財産を守る防災・減災対策は喫緊の課題であり、これら計画の策定により対策を推進していく必要がありますが、事業内容が広範囲であり嵩上げ対象の確認など計画の策定に苦慮しています。



東日本大震災時の追直漁港

要望内容

- 津波避難対策緊急事業計画は、避難路・避難施設等の整備、集団移転促進事業などが対象事業とされており、積雪寒冷地特有の課題についても配慮するよう示されています。当該計画の策定に際し、関係市町が計画の内容や策定期間に大幅な差異が生じないように、技術的な支援を要望します。
- 積雪寒冷地域である北海道の地理的条件を踏まえると、津波避難タワーではなく、冬季でも長時間避難ができる複合施設がより効果的です。このため、津波からの避難の用に供するために整備する複合施設について、基準水位を下回る階層についても、嵩上げされた補助が適用となるよう要件の緩和を要望します。
- 積雪寒冷を踏まえた避難対策として有効な対策を示すとともに、防寒対策にかかる資機材等の経費負担についても配慮を求めます。
- 地方の要望に基づく防災・安全交付金等の必要な予算の確保をお願いします。
- 津波対策として市町が実施する施設整備の財政負担軽減に向け、北海道による支援を要望します。



避難タワー(内閣府資料)

事業効果

- 地域の安全・安心な暮らしの確保、防災・減災対策の充実